

瑞穂地区体育会会則

(名 称)

第 1 条 本会は瑞穂地区体育会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は瑞穂地区公民館に置く。
所在地 鳥取市気高町下坂本 4 8 - 4

(目 的)

第 3 条 本会は瑞穂地区住民の親睦と健康増進のため各種スポーツ・レクリエーション大会を行い、あわせて地域社会体育の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は目的達成の為下記の事業を行う。

- (1) 瑞穂地区住民の連絡強調を図り組織の強化発展につとめる。
- (2) スポーツ・レクリエーション活動を通じて、瑞穂地区住民のスポーツ同好会の育成を図る。
- (3) スポーツに関する行事の実施及び施設整備を促進する。
- (4) 地区体育大会等を開催するとともに、市民体育祭に参加するため各種目別専門部を組織する。
- (5) 上記のほか本会の目的達成の為必要な事業を行う。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。
会長 1 名・副会長 1 名・事務局 1 名・監事 2 名

第 6 条 会長、副会長は総会において選出する、会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し会長が欠けもしくは事故あるときはその職務を代行する。

第 7 条 事務局は瑞穂地区公民館主事とし、行事に関すること及び会計業務を担当する。

第 8 条 監事は総会において選出し、行事運営及び会計を監査し総会にその結果報告する。

第 9 条 役員任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 10 条 総会は、第 4 条に掲げる事業の企画及び円滑な実施運営を図る為、各種目に専門部をおくことができる。

2 総会は次の委員で構成する。

(1)各部落の推薦者 (2)各種専門部代表 (3)学識経験者

- 3 総会は年1回以上開催するものとし会長が召集する。議長は会長が行い、構成員の過半数の出席により成立する。
議事は出席者の過半数の賛成によって可決し、可否同数のときは会長がこれを決する。
- 4 総会は次にあげる事項について審議する。
 - (1) 規約の改廃。
 - (2) 事業及び収支予算。
 - (3) 事業報告及び収支決算。
 - (4) その他、瑞穂地区体育会に重要な事項。

(予 算)

第11条 本会の経費は補助金(瑞穂地区公民館)、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 瑞穂地区体育会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

平成29年5月6日一部改正